

CCI エクスプレス

会員様へいち早くお役立ち情報をお届けする情報誌です！

464-1号 2025年 2月 20日

新津商工会議所

TEL: 22-0121

FAX: 25-2332

メール: n-cci@fsinet.or.jp



新津商工会議所
ホームページ



メール配信随時受付中！
切替はこちらのフォームから

【会員無料】WEBセミナー！

～おすすめセミナーのご案内～

当所では、会員事業者様に無料でご利用いただけるWEBセミナーを公開しています。
「経営」「法律」「労務」「税務」「人材育成」など、多様なジャンルで700以上のセミナーコンテンツが24時間いつでもどこでもPCやスマホ等でご視聴可能です。
今回は数あるセミナーの中からおすすめのセミナーをピックアップし、ご紹介いたします。



※ご利用には新津商工会議所会員専用のログインIDとパスワードが必要です。

<担当：柳、甲田>

フラワーロード事業の寄付金募集

秋葉区や当所など、地域の団体や企業で構成するフラワーロード実行委員会では、国道403号線のフラワーロード事業を継続するため、令和7年度分の寄付金を募集しています。寄付金は花の種などの原材料費や維持管理を行う作業費に使われます。

皆さまのご支援、ご協力をお願い申し上げます。

- (1) 寄付金額 1口 1,000円 (何口でも可)
- (2) 寄付金口座 第四北越銀行 新津支店 普通 5047690
国道403号フラワーロード実行委員会
(コクドウヨシマルサンゴウフラワーロードジッコウイソカイ)
※秋葉区役所建設課まちづくりグループへの持参でも可
※振込手数料は寄付者負担

- (3) 受付期間 令和7年3月31日まで
- (4) 寄付者氏名のチラシ掲載について
ご寄付いただいた方のご芳名を記載させていただきます。
ご希望の方は、お手数ですがご連絡ください。



<お問い合わせ>

国道403号フラワーロード実行委員会事務局 (秋葉区役所建設課)

TEL: 0250-25-5691 (直通) / FAX: 0250-24-8340

【消費税申告相談会】のご案内

～事前にご予約をお願い致します～

免税事業所でインボイス制度に登録された事業所では消費税の申告が必要になります。
当所では、消費税相談会を開催致しますので、お早めにご予約をお願い致します。

- ◆日時 3月25日 (火)
- ◆時間 9:30~12:00 / 13:00~16:00 ※予約は30分単位
- ◆会場 新津商工会議所3F
- ◆持参書類等

- ① 2年前 (令和4年分) の決算申告書
- ② 令和6年分の決算申告書、本則課税の方は税区分のわかる書類
- ③ 申告者の方のマイナンバーカード又は通知カードのコピーと、身分証明書 (運転免許証等) のコピー
- ④ 利用者識別番号や予定納税などが記載された「お知らせハガキ」と、パスワードがわかるメモ



<主催：新津商工会議所・新津中小企業相談所・新津青色申告会>

～小規模企業の経営者の皆さまへ～

退職後のゆとりある生活のために 小規模企業共済

小規模企業共済制度とは、個人事業主が廃業した場合や会社等の役員が役員を退職した場合など、それまで積み立ててこられた掛金に応じた共済金をお受け取りになれる共済制度です。
税制面で大きなメリットがあります！

- ◆掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として課税対象所得から控除できます。
- ◆掛金は月額1,000円から70,000円まで、500円刻みで自由に選べ、加入後に増額・減額ができます。
- ◆共済金は、退職所得扱い又は公的年金等の雑所得扱いとなります。



<お問い合わせ：新津商工会議所 (阿部・甲田)>

当所駐車場のご利用について

当所指定駐車場は、会館ガレージ又は新津本町3丁目駐車場 (有料) となります。
それ以外の他の月極駐車場への無断駐車は、近隣の方々にご迷惑をおかけすることとなりますので、指定駐車場以外への駐車は絶対にされませんようお願い申し上げます。





新津商工会議所
ホームページ



メール配信随時受付中！
切替はこちらのフォームから

経営改善貸付（マル経融資） （貸上げ貸付利率特例制度あり ※利下げ）

制度名	融資限度額	用途（返済期間）	利率等
経営改善貸付 （マル経融資）	2,000万円	運転 設備（10年以内）	1.75% ※2/3現在 特例:上記利率-0.5%(2年間)

〔マル経融資は、商工会議所の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して商工会議所会頭が推薦し、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度です。〕

【推薦要件】

- ①原則として6ヶ月以上、商工会議所の経営指導を受けている方
- ②最近1年以上、新潟市秋葉区（新津地域）内で事業を営んでいる方
- ③常時使用する従業員が商業・飲食業・サービス業では5人以下（宿泊業及び娯楽業は20人以下）、製造業・その他業種では20人以下の法人・個人事業主
- ④所得税、法人税等の納期到来分の税金を完納されている方
- ⑤日本政策金融公庫国民生活事業の融資対象業種を営んでいる方

【特例：貸上げ貸付利率特例制度の対象者について】

創業後3ヶ月以上の事業者であって、雇用者給与等支給額の総額が最近の決算期と比較して2.5%以上増加する見込みがある事業者に限ります。



～制度のご利用について、お気軽にご相談下さい！～

<担当：経営指導員（近藤・柳・榎）>

資金繰り円滑化相談会（毎月定例開催）

中小企業者の事業の円滑な資金調達を支援するため、新津商工会議所を会場に次の定例相談会を毎月開催しています。当所経営指導員までご予約をお願いいたします。

- 新潟県信用保証協会定例相談会（原則毎月第1火曜日10:00～）
 - ・ 3月 4日（火）
 - ・ 4月 1日（火）
- 日本政策金融公庫定例相談会（原則毎月第2火曜日10:00～）
 - ・ 3月11日（火）
 - ・ 4月 8日（火）

<担当：経営指導員（近藤・柳・榎）>

【決算申告個別相談会】のご案内

～事前にご予約をお願い致します～

決算申告相談会は、近年の税制改正等で相談者の増加に加えe-Taxの電子申告等に対応するため、本年度も決算申告相談会を2月3日（月）から3月7日（金）までの土日祝日を除く毎日開催しております。

- ◆日時 2月3日（月）～3月7日（金）※土日祝日を除く
- ◆時間 9:00～12:00 / 13:00～16:00
※予約可能時間は、9:00 / 10:30
13:00 / 14:30（1人：1時間30分）

◆会場 新津商工会議所3F

◆持参書類等

- ①決算書や月別総括集計表（分かるところは全て記入して下さい）
※「みんなの青色申告」を利用の方は、使用中のノート型パソコン又は当該年度のバックアップファイル
- ②前年度の決算書及び所得税確定申告書の控え
- ③控除証明書類（社会保険料や生命保険料等）
- ④申告者の方のマイナンバーカード又は通知カードのコピーと、身分証明書（運転免許証等）のコピー
- ⑤扶養や配偶者控除等を受ける方のマイナンバーがわかるメモ
- ⑥利用者識別番号や予定納税などが記載された「お知らせハガキ」と、パスワードがわかるメモ



税理士代理送信又はIDパスワード方式によりe-taxを利用された方 又は会議所を通じて申告書類を提出した方

昨年の決算申告書を当商工会議所を通じて提出した人や税理士関与の人、e-Tax送信で提出した人などへは申告書・決算書は送付されません。
予定納税など必要な情報を記載した「お知らせのハガキ」または「お知らせ通知」が送付されますので、その通知をご持参下さい。

<主催：新津商工会議所・新津中小企業相談所・新津青色申告会>

～書面で申告書等を提出する皆さまへ～ 令和7年1月からの申告書等の控えへの 収受日付印の押なつについて

国税庁は、e-Tax利用率向上やDXの取組の進捗も踏まえ、令和7年1月から、申告書等の控えに収受日付印の押なつを行わないこととしました。
申告書等の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いいたします。

※対象となる「申告書等」とは、申告書のほか、申請書・請求書・届出書等を含む、税務署に提出される全ての文書です。
※e-Taxにより申告書等を提出した場合は、メッセージボックスから送信日時や申告内容を確認することができます。



国税庁HP